

# 第10回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和7年12月15日(月) 午後 1時29分  
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室  
 3. 閉会の年月日 令和7年12月15日(月) 午後 1時49分

4. 出席委員(17人)の番号及び氏名

1番 瀬戸弘之	2番 田村昭弘	3番 三浦大俊	4番 貴田徳正
5番 佐藤幸一	6番 瓜田弘樹	<del>7番 一戸辰美</del>	8番 神成和也
9番 棟方廣光	10番 菊池俊輔	11番 泉直也	12番 佐藤勝利
13番 長内悟	14番 鈴木照子	15番 秋庭礼子	16番 一戸祐治
17番 川村博行	18番 下山勝源		

5. 欠席委員(1名)

7番 一戸辰美

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名  
 第2 参与及び書記の任命  
 第3 議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について  
 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について  
 議案第33号 農地貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見の決定について  
 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による届出書の受理について  
 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 秋庭誠一	事務局次長 當麻和信	主幹 石村浩一	主事 棟方裕二
-----------	------------	---------	---------

8. 会議の概要

開会 午後1時27分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議長 只今の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。これより、第10回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議長 直ちに本日の会議を開きます。  
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、1番瀬戸弘之委員と2番田村昭弘委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局長、當麻次長、書記には石村主幹、棟方主事を任命します。  
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。  
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。  
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。  
 それでは議案の審議に入りますが、議案第31号から議案第33号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 まず最初に議案第31号及び32号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。1番、瀬戸弘之委員。

瀬戸委員 はい、1番瀬戸です。それでは報告いたします。  
去る12月5日、田村昭弘委員、事務局と現地調査を行いました。  
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件、使用貸借が2件です。  
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項第6号には該当しない権利取得と認められます。  
以上です。

議長 それでは、議案第31号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第31号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は7件です。No.1からNo.7について説明いたします。  
あっせん売買が2件、普通売買が4件、贈与が1件です。  
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。  
いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上です。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

田村委員 2番田村です。この4番の価格についてこれで合っているか確認したい。

事務局 こちらの売買に関してですが、推定ではありますが隣接している宅地も一緒に売買しているのではないかと思います。そのため極端な価格での申請になっているものと思っています。

田村委員 間違いではないということですね。わかりました。

議長 その他質疑討論はございますか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第32号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第32号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は2件です。農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。  
いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
契約期間は記載のとおりです。  
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について質疑討論はございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第33号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第33号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。本案件は7件です。  
契約期間及び賃借料につきましては、記載のとおりです。  
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について質疑討論はございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑討論を打ち切ります。  
それでは表決に入ります。  
議案第31号から議案第33号について原案どおり決するに賛成の委員の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。  
次に、報告18号について事務局より説明願います。

事務局 報告第18号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る  
通知書を受理したので報告する。  
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。  
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。  
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので質問を打ち切ります。  
次に、報告第19号について事務局より説明願います。

事務局 報告第19号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。  
No.1からNo.5について、相続により所有権を取得したものです。  
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので質問を打ち切ります。  
暫時休憩します。(午後1時40分)

【暫時休憩】

再会します。(午後1時48分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第10回鶴田町農業委員会総会  
を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。(午後1時49分)

I

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月15日

議長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_